

1.事業の目的

「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（以下「再エネ特措法」という。）では、改題前の「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の平成29年4月の施行をはじめ、これまでの改正により、固定価格買取制度（以下「F I T制度」という。）認定申請項目の増加や認定基準の厳格化に伴う提出書類の増加及び運用ルールの変更などにより、申請事業者からの問い合わせや申請書類の不備に伴う補正指示が大幅に増加している。

また、法令により認定事業者に義務付けされている発電設備への標識及び柵塀等の未設置事例や、発電設備の不適切な設置事例の情報も多く寄せられている現状にあり、これまで以上に不適切案件への対応も増加傾向であることから、F I T制度認定計画の審査業務に加え、業務に従事する職員の業務負担がより一層増大している状況にある。

加えて、令和4年4月改正の再エネ特措法の施行以降、認定申請は原則として電子申請による申込みとなり、事業者のみならず審査業務を行う職員側においても電子申請を標準とした業務プロセスの抜本的な見直しが急務となっている。

こうした状況の中、法令により認定事業者に義務付けされている柵塀・標識の設置義務や土地権原確保の義務、未稼働案件に対する追加的な措置、パネル過積載の価格変更事由化等の多くの措置について、発電事業者が改善要求に応じない、相談窓口での事実確認が困難等といった課題があり、こうした基準等に違反している案件を適切に対応するためには、それぞれの措置がどの時点で設けられ、どの案件に適用されるかなどを的確に把握する必要がある、同時に、申請事業者、職員側の双方において、F I T制度認定申請に係る補正対応にかかる時間を削減し、効率的・安定的な認定業務とする工夫が必要である。また、違反事例が生じた場合は、過去の申請書類の精査等が必要となるため、一層の電子化を進めていく必要がある。

本事業は、不適切案件に対し適切、かつ効率的に対応するため、①申請時の補正対応にかかる時間を削減するための提案、②不適切案件への適切な対応に向けたF I T制度の変遷の見える化、③不適切案件の過去の申請書類の精査に向けた電子化に関し、具体的な改善策の提案、調査・分析、事業を実施することを目的とする。

2.申請にかかる記載要領のチェックリストの作成

下記手順にて、チェックリストの対象となる申請項目の実態調査、抽出、チェックリスト化をおこなった。

申請事業者への調査	申請事業者5社に対して調査票を送付し、WEB会議にてヒアリング調査を実施
システム運営機関への調査	システム運営機関に対して調査票を送付し、WEB会議にてヒアリング調査を実施
認定機関への調査	認定機関に対して調査票を送付し、WEB会議にてヒアリング調査を実施
認定機関への質問回答	ヒアリング調査にて正しい回答が不明瞭な項目に対して、認定機関に質問をおこない回答を入手
チェック対象項目の抽出	調査のなかで回答数の多い項目を抽出
チェックリスト作成	抽出した項目にてチェックリストを作成

新規認定申請、変更認定申請、事前変更届出、事後変更届出の各々でチェックリストを作成した。各申請におけるチェック項目数は下表のとおり。

なお当チェックリストでチェックをおこなえば不備や補正対応は不要という解釈をされないように注意書きを加えた。

	新規認定申請	変更認定申請	事前変更届出	事後変更届出
チェック項目数	18	39	6	10

3.F I T制度（再エネ特措法）の変遷の見える化

運用・審査項目毎に、これまでの改正に係る法令及び運用変更にかかる制度に関する公表資料等から申請事業者が影響を受ける可能性のある以下の項目を抽出し、その項目における年度ごとの変遷の調査をおこない、これを資料として取りまとめた。

調達価格の変遷	太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスの電源種の各区分毎の調達価格
申請内容の変更手続きに関する変遷	変更認定申請、事前変更届出、事後変更届出等の手続き
柵・塀・標識に関する変遷	柵・塀の設置、標識の掲示
廃棄に関する変遷	廃棄費用、廃棄等費用積立制度
地域活用要件（FIT認定基準）	太陽光、地熱、小水力、バイオマスにおける地域活用要件

4.申請書類等の電子化作業（P D F化事業）

近畿経済産業局担当課で保存している紙媒体の申請書類等の内、電子化されていない令和2年度及び令和3年度分の書類について、とじ厚10cm チューブファイル計112冊、1,710件の申請書類を電子化した。

	新規認定申請	変更認定申請	事前変更届出	事後変更届出	廃止届出	合計
令和2年度	106	298	49	306	22	781
令和3年度	111	361	72	358	27	929
合計	217	659	121	664	49	1710

【工程】		【実施日程】		
スキャニング前処理	・一冊単位で一名の作業者が実施 ・ステープル、付箋、クリップ等の一次除去		開始日	終了日
スキャニング	・段ボール単位・冊子単位で実施 ・スキャニング後再度ステープル等の戻し	1回目	令和2年11月4日	令和2年12月9日
画像検査	・天地の向き、傾き、欠け、不要ページの有無確認 ・画像検査は冊子単位で実施	2回目	令和2年11月22日	令和2年12月20日
スキャニング後処理	・元の順番通り冊子ファイルに再格納 ・冊子単位のフォルダにjpeg画像ファイルを連番で保存	3回目	令和2年12月8日	令和3年1月6日
画像データ加工（OCR処理、PDF化）	・OCR処理、申請単位にPDF化、ファイル名付与 ・画像の連番チェックによりPDF化漏れを防止	4回目	令和3年1月11日	令和3年2月15日
PDF検査	・PDF画質再検査 ・ファイル名チェック			
データ格納	・ファイル名リストの作成 ・フォルダ作成、データ格納			